

「日米安保条約—日米安保体制」から「世界の 中の日米同盟」へ (4)

— 日米安保再定義から再々定義までの decade が
現代憲法史に占める意義とは何か。権威主義的
国家体制批判の歴史的視座の設定をめざして —

From “The U.S.-Japan Security Treaty: The U.S.-Japan Security System” to “The U.S.-Japan Global Alliance” (4)

横 田 力

YOKOTA Tsutomu

序章

第1章 旧ガイドライン体制から新ガイドライン体制へ

- 第1節 攻守同盟体制 (集团的自衛権体制) へのエン
トランスとしての「76年大綱」vs「旧ガイ
ドライン」体制の意味
- 第2節 「日米同盟」論の登場
- 第3節 80年代の安全保障観
—「日米同盟」論の公式化

第2章 冷戦の終結から安保再定義へ

- 第1節 冷戦後の安全保障環境
- 第2節 アメリカの安全保障政策の転換とその影響
—わが国の安全保障政策の分岐をめぐる

第3章 日米安保再定義、そこで問われたものは何か

- 第1節 安保再定義への序曲
- 第2節 日米防衛協力のための指針 (ガイドライン)
改訂と安保再定義

第4章 安保再定義と国家構造の改編

- 第1節 新ガイドラインから周辺事態法へ
- 第2節 「武力攻撃事態」の認定・対処措置の実施と
国家体制・国民
- 第3節 改正自衛隊法等有事関係諸法の特徴と構造
(以上 第73集に掲載)

第5章 2000年代における「日米同盟」と防衛政策の展開

- 第1節 その後の「日米同盟」をめぐる象徴的意味を
めぐって
- 第2節 その後における防衛政策転換の必要性をめ
ぐる
- 第3節 2000年代における防衛政策と日米同盟
- 第4節 日米安保「再々定義」
—「日米同盟：未来のための変革と再編」が
目指すものは何か

第6章 「戦後」安全保障・防衛政策の転換から新たな 安全保障原理の確立へ

—「平和国家」「平和協力国家」から「積極的
平和国家」へ

- 第1節 「戦後」安全保障原理からの脱却へ
- 第2節 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談
会」報告書の問題点を中心にして
- 第3節 2つの「安全保障と防衛力に関する懇談会」
報告書めぐって
—新たな安全保障・国家像の彫琢へ
(以上 第74集に掲載)

第7章 2010年「防衛計画の大綱」とその後の政策展開 が示す安全保障構想と国家像

- 第1節 2010年「防衛計画の大綱」策定の国際的背景
と意味
- 第2節 2010年「大綱」にみられる二つの特徴
—アメリカ及びNATOの安全保障政策の転
換とも対比して
- 第3節 動的防衛力を具体化する構想について
—2つの事例研究を通して—

第8章 現代日本社会と沖縄

—今後への視座設定を求めて—

- 第1節 「近代」がもたらす受益と受苦の構造
- 第2節 沖縄をめぐる国家統治の特徴
—SACO 合意から米軍再編の過程を追う
(以上 第75集に掲載)
- 第3節 沖縄にとって新基地建設の意味とは何か
—ロードマップの行方を追って
(以上 本集に掲載)
(以下 次集以降)

第9章 理論的総括

- 第1節 憲法、国際法学からみた攻守同盟 (集团的自
衛権) 体制とは何か
- 第2節 憲法からみた安全保障構想とは何か
- 第3節 脱国民主権、非犠牲者システムが目指す安全
保障構想とは
—国家間合意システムを越えて

第8章 現代日本社会と沖縄—今後への視座設定を求めて—

第3節 沖縄にとって新基地建の意味とは何か—米軍再編ロードマップの行方を追って

その後、日米安保条約改訂50年に際して、2010年1月19日、日米首脳はお互に「不滅のパートナーシップ」を確認しあうステートメントを交換し合い、同日のSCC（日米安全保障協議委員会）とその構成閣僚からなる「2+2」も共同発表を行い、この間の安全保障に関する共通認識を確認しあうのである。以下に特徴的な箇所を引用しこの認識枠組みの意味を確認することにしよう。「日米同盟は、日米両国が共通する価値、民主的理念、人権の尊重、法の支配そして共通の利益を基礎としている。」「日米同盟は、過去半世紀にわたり、日米両国の安全と繁栄の基盤として機能している。」われわれは「日米同盟が引き続き21世紀の諸課題に有効に対応するよう万全を期」す決意である。「日米安保体制は、アジア太平洋における繁栄を促すとともに、グローバル及び地域の幅広い諸課題に関する下支え」をするものである。われわれは「グローバルな文脈における日米同盟の重要性を認識し、様々なグローバルな脅威に対処していく上で、緊密に協力していく決意」を改めて確認する。「日本及び米国は、必要な抑止力を維持しつつ、大量破壊兵器の拡散を防止し、核兵器のない世界」を追求するとともに、「国際テロに対する闘いにおいて緊密に協力する。」日本と米国は、「航行の自由と船員の安全を維持し続けるため」の不可欠な取り組みを行っていく（「SCC 共同発表」⁽²⁵⁾）。そして同年5月の普天間移設についてのロードマップを再確認した日米合意を受け同28日、普天間移設に関して基本的に「国外、最低でも県外」と明言していた鳩山首相は、そのような前言を翻し、先のロードマップに立ち帰り「代替の施設をキャンプシュワブ辺野古地区およびこれに隣接する水域に設置する」との閣議決定を行うのである。その際の理由は、「よく勉強するうち認識するに至った在沖海兵隊の抑止力」の必要性であった、とするのである。その後2011年6月の「2+2」では、右日米合意と閣議決定の趣旨を受けつつ、ロードマップの完成年を先延ばしし、「2014年より後のできる限り早い時期に完了させる」こととしたのである⁽²⁶⁾。そして防衛省による辺野古周辺環境アセスの沖縄県への提出が年内にも予定されるなど、「地域」の民意と国家の安全保障政策との乖離状況は狭まる気配をみせないのである。

では、何故そのようにしてまで抑止力にこだわるのであろうか。ここでもまた日米同盟の根幹に関わるとされるこの問が発せられるのである。以下この点を検討してみよう。

そもそも沖縄駐留米軍の主力である第三海兵隊遠征機動部隊は、その性格上抑止というよりは抑止が破れたときの攻撃力としての性格をもつものである。また仮に抑止という立場に立ったとしても、基本的に独自の輸送手段をもたない海兵隊が実働化するには、他の軍事戦力である海空軍の輸送手段に依らざるを得ず、それを北朝鮮・中国に対する抑止力として使うためには、例えば佐世保駐留の米第七艦隊の輸送用強襲揚陸艇等を使うことになり、その際第七艦隊所属の艦船は一旦南化して沖縄に立ち寄り、再度北上するといった迂遠な航路をとらざるを得ない。現にスマトラ沖大地震の際等における出勤は民間チャーター機を使うなどしていたのである。

また、沖縄の地政学的位置ということがよく言われるが、朝鮮・中国へは沖縄より九州・中国地方の方がはるかに近く、現に海兵隊は1950年代半ばまで山梨県等とあわせて岐阜、島根、鳥取方面に駐留していたのである。また一般論としてではあるが、海空戦力の

技術力の飛躍的向上により、朝鮮戦争当時のような第一撃戦力としての敵前上陸作戦は現実には必要性が極めて低いものとなっている。

さらに海兵隊は半年毎のローテーションで隊員が入れ替わり、年のうち約4分の3の期間は、東南アジア、中東等に展開しているのであり、日本防衛のための抑止力としての意味はア・プリオリに認められるものではない。

要するに、海兵隊にとっての兵站、演習、司令機能は何処であってもよいのであり、米太平洋軍の作戦マニュアル自体も合衆国法典第50篇等によりいずれも議会への提出が義務づけられたホワイトハウスのNSS（国家安全保障戦略）や国防長官によるQDR（「4年毎の国防計画の見直し」）に基づいている以上、海兵隊の配置場所と存在理由はあげて政治の意志と判断にかかっているのである。

この点は、近年の日米安保をめぐる歴史をひもといてみても明らかである。既に多くの先行研究が指摘しているように、67年から69年にかけての沖縄返還交渉における事前協議制についての複数の密約の存在は、返還後の沖縄への核の持ち込み（introduction→transit）を可能とさせ、朝鮮、台湾、ベトナムへのアメリカの介入政策を支持する（少なくとも阻害しない）という合意の下で沖縄の施政権返還が行われたことを示している。そしてそこでは単にアメリカによりそれらの事柄が強要されたというのではなく、そこには日本側の日米安保の信頼性を維持し、「抑止力」の確保に貢献しようとする積極的な意思も働いていたのである。

そのことは、68年、核兵器の配備に移動（transit）と一時的な停泊が含まれるか否か、換言すれば事前協議の対象にそれらが含まれるか否かに関わる半ば意図的な日米両政府の認識の相違を糺した大平・ライシャワー合議（63年4月3日）及びそれに関して国会答弁でしばしば引用された架空の藤山・マッカーサー口頭了解（68年4月25日、追求をうけた政府は文書化したものを衆院外務委員会提出。ただしそれは読み上げられたのみで根拠は不明）のもった意味を考えても明である⁽²⁷⁾。

そして返還に際し、那覇空港配備の海軍所属のP3Cを岩国へ移駐させようとする米国に対して日本政府はこれまた「抑止力」の維持と称して嘉手納飛行場（基地）へそれを配備するよう要求した事実、また73年10月からの米海軍第七艦隊所属の空母ミッドウェイの横須賀母港化に際して、ニクソン・ドクトリンを受けた形で当時の船田衆議院議長はインガソル駐米大使等との会見で「米国が横須賀を母港とするのであれば、事前協議なしに受け入れる用意がある」との田中首相の意向を伝え（72年7月）、8月の日米首脳会議ではその意向が非公式に直接米側に伝えられたという経過⁽²⁸⁾等がその間に存在するのである。

さらに、沖縄海兵隊についての次のような指摘も重要な意味があると言えよう。若干先の叙述と重複する所があるが引用してみることにしよう。即ち「さらに不可解なのは、長崎配備の強襲揚陸艦隊が運べる兵力は2000人でしかなく、その部隊規模では小規模紛争やPKO的な活動に任務に限られること」になる。「朝鮮半島の有事や中国の脅威に対抗するため、と説明するにはいささか無理がある。国家間の戦争となると、数十万単位の兵力が動員される。1991年の湾岸戦争で米軍は約50万人を対イラク戦に投入した。このうち海兵隊は9万人を派遣したが、兵員、物資のほぼすべてを米本国から空輸した。沖縄から出撃した海兵隊は約2000人で、彼等も嘉手納から民間チャーター機で湾岸へ飛んだ」のであ

る。そして「こうした事実を並べるだけで、沖縄に基地を集中させる合理的な説明は…不可能であることが分かるだろう。沖縄に基地を集中させることは、日米同盟の絶対条件ではない」のである⁽²⁹⁾。

日米同盟にとり「絶対条件ではない」ということは、就中日本の安全保障にとっては必要条件でずらぬということになる。こうして抑止力論とは東アジアという「地域」におけるそれこそ民主主義と自由、平等互惠、人権保障のシステムといった普遍的価値を基盤とする国家間の規範意識の欠如を補うための虚構のマジックワードである、ということが増々明になってくるのである。それはまたそのような価値原理に依拠することなく、アメリカの力源としての諸力（パワー）に一方的、片面的に依存することで自国の繁栄と安全を保とうとする戦後日本の一貫した外交姿勢の現われでもあるといえよう⁽³⁰⁾。そのような軍事力を含む外国の諸力に頼ることは、'90年代以降の日米首脳が常に交す常套用語である自由と民主主義に基づく共同体を地域にそしてグローバルに実現するものではないどころか、場合によってはそのような存在自体が地域にとっての脅威となるのである。

同盟の相手方がグローバルな課題を掲げて同盟変革と軍の再編を主張してくるなら、それに対してはやはりグローバルで普遍的な課題を掲げて対応しなければ真に対等な関係は築けない。

第2章でも述べたように、グローバルな目的を掲げる相手に対してナショナルな目標で相対することは、相手の力が強ければ強い程、相手への貢献が求められ、そこではナショナルな目標すら危くするのである。況んやナショナルな中に包摂されているここでは沖縄という「地域」は、その独自性と固有性を発揮させる機会をことごとく奪われることになるのである。政府によって我が国に対する抑止力とされる米軍の存在は、そもそも日本の安全保障というナショナルな目的のために存在しているのではなく、そこにおける日本の安全はあくまでアメリカにとってのグローバルな課題に応える限りで考慮されるとするのが、世界の中の日米同盟の本質なのである⁽³¹⁾。このことは軍事的にみても新ガイドライン体制が、周辺有事を如何に日本有事へと時間枠と領域枠を広げて「読み替える」ことを本質として成り立つ体制であるかを検討した第3章でもくり返し指摘したところである。

またこの関係は米軍再編下の安保と沖縄問題についての日米の世論調査によっても、アメリカ国民の認識として見事に示されているのである。例えば、2010年12月24日朝刊掲載の朝日新聞世論調査によれば、「日米安保条約に基づき、日本には約4万7千人のアメリカ軍が駐留しています。このアメリカ軍は、何のために日本にいるのだと思いますか。」という問いに対して、日本側の回答は「日本を防衛するため」42%、「アメリカの世界戦略のため」36%、これに対してアメリカ側の回答では、「日本を防衛するため」9%、「アメリカの世界戦略のため」59%となっている⁽³²⁾。

ここでさらにこの点に関係して、完全に保守返りした菅政権の後を受け国民との政権党との合意事項の殆どを反古にして構造改革と新保守主義改革に向うとする野田新首相の声を聞いてみることも興味であろう。

即ち「もう一つ先送りしてしまったものは、安全保障の問題であろう。

20世紀初頭、日本は「日英同盟」を結んだ。これによって、あの苦しい日露戦争を乗り越えることができ、またその後の世界秩序のなかにおいても、安定した立場を築くことができた。そして残念ながら、この同盟が解消されたことが日本の外交の漂流につながり、

先の大戦に向かっていく一つの要因になってしまった。これらは、まさに多くの歴史家が指摘するとおりであろう。同じ轍を踏まないために、日米同盟は21世紀に入ってむしろ進化させるべきものであった。

だが、その進化を十分に成し遂げてこられただろうか。「真剣に振り返るべきであろう。もちろんアジア諸国との関係は、ウィン—ウィンの関係であるべきだ。しかし「軸」は、間違いなく日米関係である。そこをきちんと押さえた外交のあり方を再構築していくべきであろう。

そのために、何が必要か。それは、「自分の国は自分で守る」という覚悟を、あらためてしっかりと固めることである。そのことを大前提としたうえで、日米同盟という大事な関係をしっかりと堅持していく。それが、あるべき安全保障の姿だ。

平成24年は、多くの国々で指導者が代わる年である。権力の交代時期には、とかく波風が立ちやすいことを忘れてはなるまい。いま、この時期に東アジア共同体などといった大ビジョンを打ち出す必要はないと私は考える。それより以前にいますべきは、領土領海に絡む重大な事件が発生した場合に日本がいかなる姿勢を打ち出すべきか、あらためてシミュレーションをしておくことだ。そこは、残念ながらこれまで民主党政権は、必ずしも十分とはいえなかった。けっしてわれわれから事を荒立てるものではないが、わが国の固有の領土を守り抜くために、主張することは主張し、行動することは行動しなければならない。そのための備えを、しっかりとしておかねばならないのである。⁽³³⁾

そこには歴史認識の歪曲と軽薄さだけでなく、「東アジア共同体」を建前であれ一応強く打ち出した鳩山政権のラインよりさらに後戻りし、くり返される「国を守る」というナショナルな課題に対して、無媒介に「日米同盟の深化」が語られているのである。このような中、「地域」としての沖縄には、来るべき東アジア共同体の発進地となるべく人権と連帯の課題を掲げる以外、「虚構」としての日米同盟と抑止力の論理を打ち破る道は残されていないであろう⁽³⁴⁾。そのことがまた日本にとってのナショナルな課題に真に応え、自由と人権に基づくグローバルな価値共同体を実現する最良の方途となると考えられるのである。

従って、次章以下では、これらの課題に応えるべく、今日の安全保障論として直接的暴力と構造的暴力に対置される人間の安全保障をめぐる課題、そして思想的にはカント・ルソーにまで遡る所謂デモクラテック・ピース論についての問題等を構成的正義論の在り方も含めて検討していただくことで本稿の考察を終えていくことにしたい。

注

(25) 『日本の国防』2012年度版、502頁。

(26) 「2＋2」第二文書「在日米軍の再編の進展」http://www.mod.go.jp/j/approach/ampo/201106_2plus2/js2_j...2011/08/01
右『日本の防衛』505頁。

(27) これらの経過と日米安保改訂、沖縄返還に伴う核持ち込み（移動及び一時停泊を意味する transit、それは積み下しや配備は含まないものとされる）、及び米太平洋軍の行動範囲での基地の自由な使用を中心とする密約がもつ現代史における意義については、とりわけ'90年代以降の外交文書（主としてアメリカ側）の公開により、

飛躍的な研究の前進がある。

例えば、波多野澄雄『歴史としての日米安保条約—機密外交文書記録が明かす「密約」の虚実』(岩波書店 2010年)、豊田祐基子『「共犯」の同盟史—日米密約と自民党政権』(岩波書店 2009年)、後藤乾一『「沖繩核密約」を背負って—若泉敬の生涯』(岩波書店 2010年)、西山太吉『沖繩密約—「情報犯罪」と日米同盟』(岩波書店 2007年)、密約問題の当事者の筆になる若泉敬『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス—核密約の真実』(文芸春秋社 2009年、新装版)、さらに太田、前掲『密約の闇』、西山太吉・吉野文六『沖繩「密約」とは何だったのか—四〇年後の邂逅』(『世界』2010年5月号)、本田優「検証 これが密約だ」、太田昌克「核密約の“起源”—暴かれる日米安保の闇」(以上『世界』2009年11月号)、ちなみに藤山・マッカーサー口頭了解は、その実在性は証明されていないが事前協議制〔岸・ハーター交換公文〕について解釈方法を確認しあった「討議の記録(Record of Discussion)」は「秘密(不公表)交換公文」としてその実在性が証明されている。従って安保改訂交渉の一中心課題としての事前協議制は公表フォーミュラと非公表フォーミュラの2つから成り立ち、その後の日米安保体制の実質を規定し続けたと言えよう。この点は、前掲、波多野『歴史としての日米安保条約』122頁以下、170頁以下に詳しい説明がある。

ここでは重要なので「討議の記録」の中、岸・ハーター交換公文第2項に関する部分を次に引用しておこう。

「第2項 〔岸・ハーター交換〕公文は、以下の点を考慮に入れ、かつ了解のうえ作成された。

- A「装備における重要な変更」とは、中長距離ミサイル及びかかる兵器の基地建設を含め、核兵器の日本への持ち込み(introduction)を意味するものと理解され、例えば、核コンポーネント(nuclear components)を装備していない短距離ミサイルを含む非核兵器の持ち込みはこれに当たらない。
- B「戦闘作戦行動」は日本から日本以外の地域に対して行われる行動を意味する。
- C「事前協議」は、米軍とその装備の日本への配置、米軍機の立ち入り(entry)、及び米国艦船の日本領海や港湾への立ち入り(entry)に関する現行の手続きに影響を与えない。ただし、合衆国軍隊の配置における重要な変更の場合を除く。
- D 米軍部隊の日本からの移動については事前協議の対象とはならない。」

(同書、171—2頁)

- (28) この点については、小谷哲男「空母「ミッドウェイ」の横須賀母港化をめぐる日米関係」(『同志社アメリカ研究』41号、2005年)参照。
- (29) 屋良朝博「米軍は沖繩にこだわってはいない—政治が出すべき21世紀型の解」(『世界』2010年2月号)197頁、参照。
- (30) この点についての検討は、第2章第1節で行った。

またこの点についての背景として、先の「脱「沖繩依存」の安全保障へ」は次のような指摘を行っている。即ち、「アジア太平洋地域の米国の同盟国は、冷戦終焉

後も自らの国家体制を…変更せずに世界経済との結びつきを深め…グローバル化の恩恵を受け」と同時に「激変する貿易・通貨による脆弱性をさらけ出した…そして、覇権を提供する米国への依存を深めてきたため、これらの国々は自らの地域の秩序の構築や安定への主体的行動の素地を持たないままである。」それは、「一つのアジアという歴史的な経験の欠如や東アジアへ向う地域規模の希薄さが、米国を軸とするハブ・アンド・スポーク体制をこれまで後押ししてきた」ことによるのである。ところで「これまでの二国間で行われるハブ・アンド・スポークの場では」多国間協議と協調の下でとりわけ安全保障上の問題を解決するという「技術は不要とされ、米国の妥協を引き出すための言い訳だけを懸命に探し出してきた。米国の関与のあり方そのものが、多国間のフォーラム形式の障害となってきた」のである。従って今後は、「平和の可能性をこれまで以上に高める安定的な国際秩序の形成にむけた政治意思」の形成が不可欠である。

これは、日本についてのみ述べられているものではないが、とりわけこの地域で格段の経済力をもつ日本にはこのことが妥当すると言えよう。

(31) このことは第2章以下で検討した所である。

(32) この世論調査は、その他にも多くの検討課題をもっている。

たとえば、「安保条は日本（アメリカ）のためになっているか」の設問に対して、「日本のためになっている」は日本70%、「アメリカのためになっている」はアメリカ49%（なっていない23%）、「いざというとき、アメリカは本気で日本を守ってくれますか」に対しては、「そう思う」41%、「そうは思わない」46%（日本）、アメリカでは、日本が他国から攻撃されたとき、全力で日本を守るべきだについては、守るべきだが66%、その必要はない26%、沖縄に米軍基地の74%が集中している現況に対して、日本では「おかしい」48%、「やむを得ない」45%、沖縄の基地の縮小については、アメリカでは現状を維持すべきが51%、縮小すべきが43%となっている、といった具合である。

このことから先ずうきばりになってくることは、他者の（日本全体または本土にとって沖縄の）犠牲は「やむを得ない」（45%）としつつ、かなりあやふやな「抑止力」に頼って（日本を守るとは思わない46%）。それでもなお安保神話に無自覚的ライドしていこう（「安保は日本のためになっている」70%）、とする国民意識の姿である。

勿論、時系列的な複数の調査結果とあわせてさらなる検討が必要ではあるが、ここにグローバルなレベルとしての日本（本土）と「地域」である沖縄との大きな落差をみるのできるのである。

このような意識の格差は、国家の政策によって（さらにマスコミと教育によって）もたらされると同時に、それは国家の政策を逆に規定し、先の「世界」からの引用文（本章註（30））のような状況をつくり上げるのである。

第8章第2節註（24）の内容と合わせて検討することが必要であろう。

(33) 野田佳彦「わが政治哲学—「この日本に生まれてよかった」と思える国をいかにつくるか」（『Voice』2011年10月号）

(34) 東アジア共同論については、『岩波講座 東アジア近現代史 和解と協力の未来へ

—1990年以降』(岩波書店 2011年)及び山本吉宣・羽場久美子・押村高編『国際政治から考える 東アジア共同体』(ミネルヴァ書房、2012年)が多方面からの包括的な検討を行っている。特に第Ⅲ部「共同体構想の課題と展望」参照。さらに『世界 別冊 新冷戦ではなく、共存共生の東アジアを(日中韓シンポジウム「2050年の東アジア」)』(2011年4月)所収の諸論稿。関連して、豊下楯彦「日米安保における「対等性」とは何か」(『世界』2009年11月号)等参照。

なおこの課題については本稿では第9章以下でさらに検討することにした。